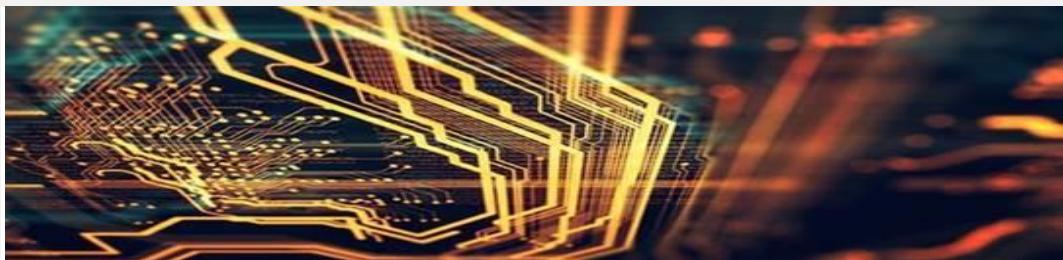


タイ | Tax & Legal | 2021 年 1 月



※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Global Investment and Innovation Incentives (Gi³) Alert

タイでの投資インセンティブに関する最新情報

はじめに

タイ投資委員会（以下「BOI」）は、プレスリリース No 140/2563 (Or. 59) で公表されたタイでの投資奨励措置の開始を承認しました。この奨励措置は、主要となる電気自動車（EV）の生産に関する投資を奨励し、さらに国際医療ハブ、地域統括投資、貿易拠点、及び世界的に重要な生産拠点としてのタイの地位を推進し、持続的な成長を可能にする生産性の向上面において投資家をサポートすることを目的としています。

対象者

BOI が付与する非税務優遇恩典と税務恩典を伴う新しい奨励プロジェクトへの投資に関心を寄せている海外投資家・国内投資家、及び現在、BOI 奨励プロジェクトに伴う法人所得税免税期限が近づいている企業。

電気自動車（EV）生産に対する優遇パッケージ

BOI は、電気自動車生産に対する優遇パッケージを承認しました。最初の優遇パッケージは、一定の投資条件を満たした投資家の法人所得税を免除するものであり、2018 年に期限が切れました。新しい優遇パッケージは、電気自動車（EV）の生産に関する様々な分野を包括しており、恩典及び条件は以下のとおりです。

奨励事業	CIT 免除期間	追加優遇恩典の条件
電気自動車生産向けの新しい優遇策		
1. 投資額が 50 億バーツ以上のバッテリー式電気自動車（BEV）4 輪車	8 年間	研究開発（R&D）への投資

2.	投資額が 50 億バーツ以上のプラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）4 輪車	3 年間	
3.	投資額が 50 億バーツ未満の BEV 又は PHEV4 輪車	3 年間	BEV の他の要件を満たす場合のみ
4.	自動二輪車、三輪自動車、バス、トラック	3 年間	他の要件を満たす場合のみ
5.	総生産 500 トン数未満の電動船舶の生産	8 年間	

BEV4 輪車生産に対する投資額が 50 億バーツ以上の投資プロジェクトにおいて、R&D に投資が行われる場合、CIT 免除期間は延長されます。投資額が 50 億バーツ未満の BEV 生産において CIT の追加免除を受ける場合、2022 年までに生産を開始すること、基本要件に加えて重要な部品の生産を行うこと、1 年に最低 10,000 ユニットを生産すること、R&D に投資を行うこと等の要件を満たす必要があります。また、2022 年までに生産を開始すること、モジュールプロセスからバッテリーの生産を行うこと、主電動機などの重要な他の部品の生産を行うこと、R&D へ投資を行うこと等、その他の要件を満たしている場合、自動二輪車、三輪自動車、バス、トラック生産事業でも CIT 免除が延長されます。

BOI は、奨励優遇恩典の対象産業を主要な 4 つの EV 部品、すなわち高電圧用ワイヤハーネス（組み電線）、減速機、電池冷却システム、回生ブレーキにも拡大し、8 年間の CIT 免税恩典を付与しました。バッテリー生産事業に対してより魅力的な奨励恩典を付与するために、BOI は、国内調達が難しい EV バッテリーモジュール及びバッテリーセル生産用の原材料及び主要部品の輸入関税に対して、2 年間の 90% 減免措置を設けました。

タイの医療ハブとしての地位を向上させる奨励措置

BOI は、一定の資格を有する投資家に対して事業活動の内容により異なる CIT 免税措置を付与し、地域医療ハブとしてのタイの地位を高め、医療ビジネスの競争力を高める新しい優遇対象奨励事業の追加を承認しました。

- 臨床研究

タイは、(i)「委託研究機関（Contract Research Organization : CRO）」、(ii)「臨床研究センター（Clinical Research Center : CRC）」を含む臨床研究を促進する新しい優遇措置として、投資額に上限を設けない 8 年間の CIT 免税措置を承認しました。新しく雇用したタイ人研究者に対する給与支払額が 150 万バーツ以上又はプロジェクトに対する投資額が 100 万バーツを超えてなければなりません（土地代、運転資金、車両は除く）。

- 高齢者向け病院及び介護サービス

BOI は、高齢者向け病院や介護サービスの設立に対する新しい優遇措置を承認しました。付与される恩典及び条件は以下のとおりです。

奨励産業		CIT 免除期間	条件
1.	高齢者向け病院	5 年間	50 床以上のベッドを有す。
2.	高齢者及び要介護者向け サービス	3 年間	<ul style="list-style-type: none"> 50 床以上のベッドを有す。 資本金の 51% 以上はタイ資本でなければならない。

国際調達事務所（International Procurement Office : IPO）の復活

BOI は、投資及び貿易地域統括センターとしてのタイの地位を高めるため、IPO の活動を復活させることを承認しました。IPO 事業は、輸出される製品の製造に使用される機械設備及び原材料の輸入税免税恩典が付与されます。

生産改善措置の延長

BOI は、生産改善措置（Productivity Improvement Measure）の申請期限を 2022 年末まで延長し、製造業及びサービスセクターを対象とすることを合意しました。さらに、食品安全マネジメントシステム（Food Safety Management System、ISO 22000）や持続可能森林マネジメントシステム（Sustainable Forest Management System、ISO 14061）などの国際標準の導入を促進するために、その他の産業における持続性のある成長を奨励するための生産改善措置の期間が延長されます。この生産改善措置の奨励恩典には、3 年間の 50%CIT 免除が含まれ、以下の 4 つの措置が対象となります。

- 省エネルギー、代替エネルギーの有効活用、環境への影響の低減
- 機械設備のアップグレードによる生産効率性の改善
- 効率性改善に向けた R&D 及びエンジニアリング設計
- 持続可能な開発

今後の活動

タイ BOI は、各奨励対象分野の詳細な恩典及び条件を説明する公式発表を準備しています。公式発表が行われ次第、最新情報をお届けいたします。海外投資家及び国内投資家の皆様には、事業及び投資計画を見直し、その中に BOI 奨励対象事業が含まれているかどうか、また、非税務優遇恩典及び税務優遇恩典を受けることができるかどうかについて確認するようお勧めします。

詳細な情報又はサポートが必要な場合は、ご遠慮なくデロイトの Gi3 専門家までご連絡ください。

連絡先

- Thirapa Glinsukon、パートナー、グローバル投資・イノベーション・インセンティブ (Gi³)

電話 : +66 (0) 2034 0159

メール : tglinsukon@deloitte.com

- Nont Nijanantra、マネージャー、グローバル投資・イノベーション・インセンティブ（Gi³）

電話 : +66 (0) 2034 0000 ext. 12967

メール : nnijanantra@deloitte.com

[Get in touch](#)



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

[About Deloitte Thailand](#)

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.